

6. 母子・寡婦・父子福祉

本県のひとり親家庭は、母子家庭は6,795世帯、父子家庭は1,193世帯（令和2年国勢調査結果（総務省統計局））であり、これらの家庭は経済的、社会的、精神的に不安定な状態におかれている。そのため、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」を中心に様々な施策を講じている。

県では、「高知県ひとり親家庭等自立促進計画」（第三次計画 平成29年3月）を策定し、基本理念である「ひとり親家庭等が自立し、安心して暮らせる環境づくり」を目指して取り組んでいる。

なお、自立促進計画は令和7年4月に策定された「高知県子ども計画」に包含され、同計画において引き続き先の理念のもと取り組みを進めている。

ア 母子・父子自立支援員制度（事業開始……昭和29年）

県は、母子・父子自立支援員を本庁に2名おき、ひとり親家庭等の生活安定と向上を図るとともにひとり親家庭及び寡婦福祉を増進するための相談指導にあっている。

イ ひとり親家庭医療費助成事業（事業開始……昭和51年）

母子・父子家庭に対して、医療費の自己負担分を助成することにより、母子・父子家庭の母・父と児童（18歳に達する日以後の最初の3月末までの間にある者）の健康保持と生活の安定に努める。（父子家庭への助成は平成19年10月から。）

実施主体……市町村

ウ 貸付事業

(ア) 母子・父子福祉資金貸付（事業開始……昭和28年、父子拡大……平成26年10月）

配偶者のない女子又は男子で現に児童を扶養している者（母子家庭の母、父子家庭の父）及び父母のない児童、配偶者のない女子又は男子が扶養している児童に対し、12種類の資金を貸し付けすることにより、その経済的自立の助成及び生活意欲の助長と、その扶養する児童の福祉を増進する。

令和7年度貸付予算額 49,000千円（寡婦福祉資金分含む）

(イ) 寡婦福祉資金貸付（事業開始……昭和44年）

配偶者のない女子であってかつて配偶者のない女子として児童を扶養していたことのある者（寡婦）又は、40歳以上の配偶者のない女子であって母子家庭の母及び寡婦以外の者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲を助長し、安定した生活を営めるよう12種類の資金を貸付け福祉を増進する。

令和7年度貸付予算額 49,000千円（母子・父子福祉資金分含む）

エ 児童扶養手当（事業開始……昭和37年1月）

離婚によるひとり親世帯等、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、手当を支給することにより、児童福祉を増進する。

(ア) 支給条件……以下のいずれかに該当する18歳に達する日以後の最初の3月末までの間の児童又は20歳未満で政令に定める程度の障害の状態にある児童を監護する母又は監護し、生計を同じくする父若しくは養育者であること。

- ①父母が婚姻を解消した児童
- ②父又は母が死亡した児童
- ③父又は母が政令で定める程度の障害の状態にある児童
- ④父又は母の生死が明らかでない児童
- ⑤その他、未婚の母の子やDV等により①から④までに準ずる状態にある児童

(イ) 所得制限……児童を監護している父又は母若しくは養育者の所得が政令で定める額に応じて一部支給停止又は全額支給停止となる。また、父又は母若しくは養育者と生計を共にしている扶養義務者（祖父母、父母、兄弟姉妹など）がいる場合、その者の所得も所得制限の対象となる。

所得制限限度額表（令和6年11月～）

※所得ベース

扶養親族等の数	全部支給	一部支給	扶養義務者等
0	690,000	2,080,000	2,360,000
1	1,070,000	2,460,000	2,740,000
2	1,450,000	2,840,000	3,120,000
3	1,830,000	3,220,000	3,500,000
4	2,210,000	3,600,000	3,880,000
5	2,590,000	3,980,000	4,260,000

(ウ) 手当額（令和7年4月1日現在）

児童1人の場合 月額46,690円

（一部支給停止者は46,680円～11,010円）

児童2人以上の場合 1人につき11,030円加算

（一部支給停止者は11,020円～5,520円）

※令和6年11月分（令和7年1月支給）から、児童3人以上の場合の加算が児童2人の場合の加算と同額まで引き上げられた。

実施状況（令和7年3月末現在） 受給者数 5,727人（全市町村）

オ ひとり親家庭等自立支援事業（事業開始……平成15年10月）

母子家庭及び父子家庭の就業と自立を支援するため、平成16年2月に母子家庭等就業・自立支援センターを設置し、平成28年4月からひとり親家庭等就業・自立支援センターに、令和4年4月からはひとり親家庭支援センターに名称を変更し、就業相談・情報提供やパソコン講習会、法律相談などを実施する。

また、一定の資格や技能を取得するため教育訓練を受講する母子家庭の母及び父子家庭の父に対しての一定額の補助、養育費の取り決めや履行確保のためにかかった費用の補助を行う。

母子・父子福祉貸付金貸付状況

(資金別)

(単位：千円)

	令和5年度までの累計	令和6年度	計
事業開始資金	725,257 15.5%	0 0.0%	725,257 15.4%
事業継続資金	298,515 6.3%	0 0.0%	298,515 6.3%
修学資金	2,528,816 54.0%	25,441 69.9%	2,554,257 54.1%
住宅資金	341,716 7.3%	0 0.0%	341,716 7.2%
その他の資金	791,903 16.9%	10,961 30.1%	802,864 17.0%
合 計	4,686,207 100.0%	36,402 100.0%	4,722,609 100.0%

(財 源)

(単位：千円)

	令和5年度までの累計	令和6年度	計
県費繰入金	227,566 4.7%	0 0.0%	227,566 4.7%
国庫借入金	216,680 4.5%	0 0.0%	216,680 4.4%
償還金	4,387,457 90.8%	37,266 100.0%	4,424,723 90.9%
合 計	4,831,703 100.0%	37,266 100.0%	4,868,969 100.0%

寡婦福祉資金貸付状況

(資金別)

(単位：千円)

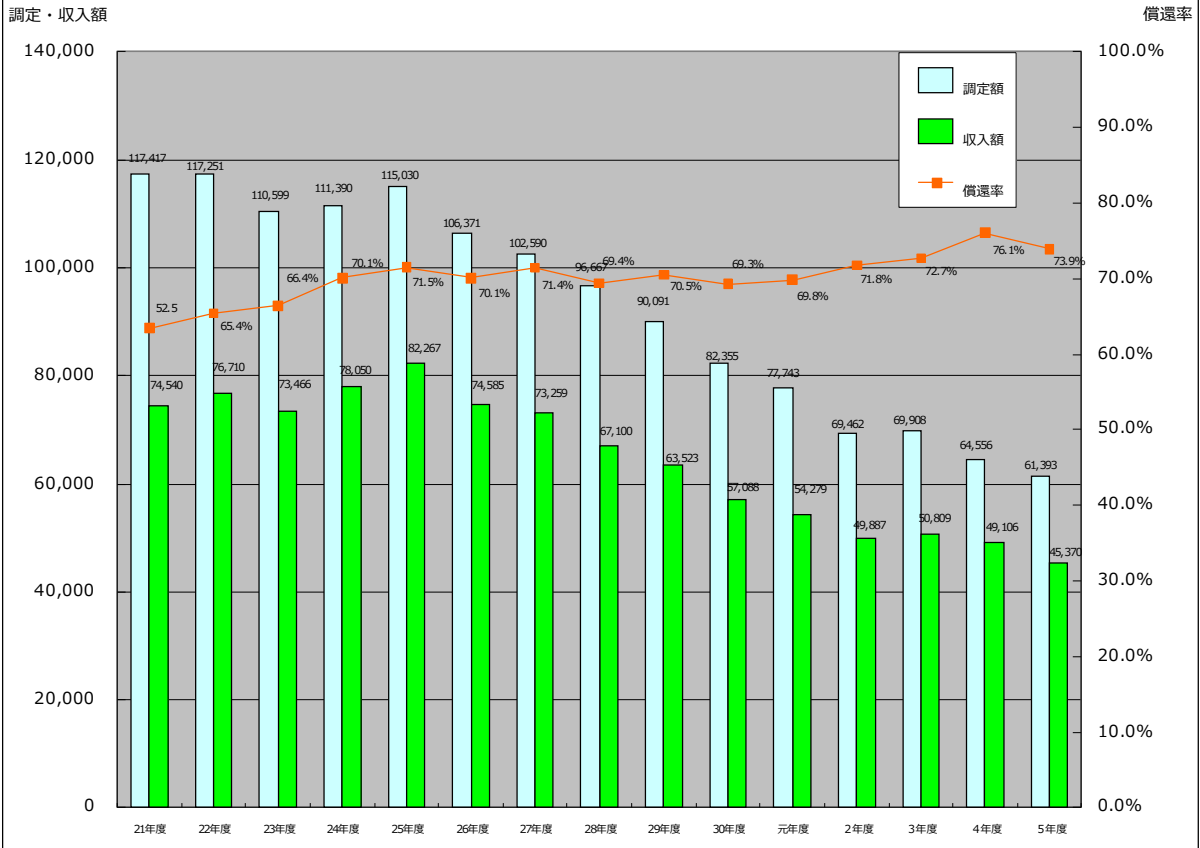
	令和5年度までの累計	令和6年度	計
事業開始資金	139,080 16.3%	0 0.0%	139,080 16.3%
事業継続資金	143,313 16.8%	0 0.0%	143,313 16.8%
住宅資金	367,575 43.2%	0 0.0%	367,575 43.0%
その他の資金	201,816 23.7%	2,604 100.0%	204,420 23.9%
合 計	851,784 100.0%	2,604 100.0%	854,388 100.0%

(財 源)

(単位：千円)

	令和5年度までの累計	令和6年度	計
県費繰入金	56,942 7.1%	0 0.0%	56,942 7.1%
国庫借入金	30,928 3.9%	0 0.0%	30,928 3.9%
償還金	709,767 89.0%	347 100.0%	710,114 89.0%
合 計	797,637 100.0%	347 100.0%	797,984 100.0%

母子・父子福祉資金貸付金償還状況



寡婦福祉資金貸付金償還状況

